

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省
国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年4月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 佐賀県全域